

四種混合ワクチンの予防接種について (ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風混合ワクチン)



四種混合ワクチンについて

平成 24 年 7 月 27 日に厚生労働省により製造承認され、平成 24 年 1 1 月から 1 期初回 3 回および追加 1 回（計 4 回）、定期予防接種として使用できるようになったワクチンです。

病気の説明

ジフテリア ジフテリア菌の飛沫感染で起こります。現在では患者発生数は年間 1～2 名程度ですが、ジフテリアは感染しても 10%程度の人だけが症状が出るだけで、残りの人は症状が出ず、保菌者となり、その人を通じて感染することもあります。感染は主にのどですが、鼻にも感染します。症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などで、偽膜（ぎまく）と呼ばれる膜ができて窒息死することがある恐ろしい病気です。発病 2～3 週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺を起こすことがあります。

百日せき 百日せき菌の飛沫感染で起こります。百日せきは、普通のカゼのような症状ではじまります。続いてせきがひどくなり、顔をまっ赤にして連続的にせき込むようになります。せきのあと急に息を吸い込むので、笛を吹くような音が出ます。熱は出ません。乳幼児はせきで呼吸ができず、くちびるが青くなったり（チアノーゼ）、けいれんが起きることがあります。肺炎や脳症などの重い合併症を起こします。乳児では命を落とすこともあります。

破傷風 破傷風菌はヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中にひそんでいて傷口からヒトへ感染します。傷口から菌が入り体の中で増えますと、菌の出す毒素のために、口が開かなくなったり、けいれんを起こしたり、死亡することもあります。患者の半数は自分や周りの人では気がつかない程度の軽い刺し傷が原因です。日本中どこでも土中に菌はいますので、感染する機会は常にあります。また、お母さんが抵抗力（免疫）をもっていれば出産時に新生児が破傷風にかかるのを防ぐことができます。

ポリオ（急性灰白髄炎） ポリオは、ポリオウイルスが人の口の中に入って、腸の中で増えることで感染します。増えたポリオウイルスは、再び便の中に排泄され、この便を介してさらに他の人に感染します。成人が感染することもあります。乳幼児がかかることが多い病気です。

ポリオウイルスに感染しても、多くの場合、病気としての明らかな症状はあらわれずに、知らない間に免疫ができます。しかし、感染者の 0.1～2%の人で腸管に入ったウイルスが脊髄の一部に入り込み、主に手や足に麻痺があれわれ、その麻痺が一生残ってしまうことがあります。

日本では、1960 年に大流行となりましたが、ワクチン導入により流行はおさまりました。1980 年の 1 例を最後に、現在まで野生のポリオウイルスによる新たな患者はありません。

しかし、パキスタンやアフガニスタンなどの南西アジア、ナイジェリアなどのアフリカ諸国では依然としてポリオが流行しており、これらの国の患者からの感染により、一旦ポリオが根絶したタジキスタン、中国など他の国でも最近流行が起こったという報告がされています。

ポリオウイルスに感染しても、麻痺などの症状が出ない場合が多いので、海外で感染したことに気がつかないまま帰国（または入国）してしまう可能性があります。症状がなくても、感染した人の便にはポリオウイルスが排泄され、感染のもととなる可能性があるため、ワクチン接種により予防することが大切です。

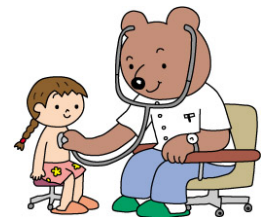
接種にあたって

予防接種は体調のよい時に受けるのが原則です。日頃から保護者の皆さんはお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。そして何か気にかかることがあれば、あらかじめかかりつけの医師にご相談ください。安全に予防接種を受けられるよう、保護者の皆さんは、以下を注意の上、当日に予防接種を受けるかどうかご判断ください。

- ① 当日は、朝から子どもの状態をよく観察し、ふだんと変わったところのないことを確認してください。予防接種に連れていく予定をしても、体調が悪いと思ったら、医師に相談の上、接種をするかどうか判断しましょう。
- ② 受ける予定の予防接種について、予防接種手帳など説明をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは医師に確認しましょう。
- ③ 母子健康手帳は必ず持っていきましょう。
- ④ 予診票は子どもを診て接種する医師への大切な情報です。責任をもって記入するようにしましょう。
- ⑤ 予防接種を受ける子どもの日頃の状態をよく知っている保護者の方が連れていきましょう。

ワクチン接種を受けることができないお子さん

- ① 明らかに発熱（通常 37.5℃以上）をしている
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかである
- ③ 本剤に含まれる成分によってアナフィラキシー*¹を起こしたことがある
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合



ワクチン接種を受ける際に注意が必要なお子さん

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの基礎疾患がある
- ② 予防接種で、接種後 2 日以内に、発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられたことがある
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある
- ④ 過去に免疫不全と診断されたことがある、または近親者に先天性免疫不全症の方がいる
- ⑤ 本剤に含まれる成分に対して、アレルギーを起こすおそれがある

接種後の注意点

- ① 予防接種を受けた後 30 分程度は、急な副反応が起こることがあります。体調の変化に注意し、症状が現れたときには、医師にご相談ください。
- ② 接種後、1 週間程度は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこするのはやめましょう。
- ④ 当日は、激しい運動は避けましょう。

健康被害救済制度について

- 定期の予防接種により引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法による補償を受けることができます。
- 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、埋葬料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、埋葬料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、今治市健康推進課へご相談ください。
- 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・埋葬料については同程度）となっています。

＜お問い合わせ＞ 今治市役所 健康推進課 健康推進担当

TEL：0898-36-1533/FAX：0898-32-5511